

# 障害を理由とする差別の禁止に関する 立法措置に係る主な論点と基本的な考え方について

## 1. 法案の基本的位置付けと名称

### (1) 法案の基本的位置付け

- 本法案は、障害者基本法の基本的な理念に則り、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化する立法として位置付けられる旨を目的規定において明記する。

#### 【参考：障害者基本法】

##### (差別の禁止)

- 第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

### (2) 法案の名称

- 本法案の名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」とする。

## 2. 「差別の禁止」の義務付け

### (1) 基本的な考え方

- 障害者に対する「差別の禁止」の規定が、障害者基本法第4条第1項において定められていることから、本法案ではこの「差別の禁止」の規定を具体化するものとして、作為による差別に係る「差別的取扱い」と不作為による差別に係る「合理的配慮の不提供」の禁止規定を置く。

## (2)「差別的取扱い」について

- 本法案では、「差別的取扱い」を禁止する趣旨から、「障害者に対し、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」という旨の規定を置く。
- いわゆる「間接差別」の扱いについては、具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえた上で対応することが考えられる。

## (3)「合理的配慮の不提供」について

### ①「合理的配慮の不提供」の意味について

- 障害者基本法第4条第2項の「それ（社会的障壁の除去）を必要とする障害者が現に存し」との規定を踏まえ、合理的配慮は、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の「意思の表明」（※）があった場合に個別に行われるものとする。  
※ 障害者本人からの意思の表明のみでなく、知的障害等により本人が意思の表明を行うことが困難な場合には、障害者の家族等からの意思の表明も含まれる。
- 不特定多数の障害者を対象に行われる「事前的改善措置」（バリアフリー法に基づく公共的施設や交通機関のハード面のバリアフリー化等）は、「合理的配慮」とは区別し、差別の解消に向けた「環境の整備」として位置付け、バリアフリー法等によりその推進を図る。
- 障害者基本法第4条第2項の「その実施に伴い負担が過重でない」との規定を踏まえ、「過重な負担」を伴う場合には、合理的配慮を行う必要はないものとする。

### ②義務付けの対象について

- 「合理的配慮の不提供」禁止を義務付けることについて、国の行政機関及び地方公共団体等の事務・事業（※）については法的義務を課すが、民間事業者については、「私的自治」の点に配慮し努力義務として、意識啓発・周知を図るための取組を進めることとし、法的義務とするか否かは、本法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を行った上で検討する。  
※ 国公立の学校・福祉施設等も含む。  
※ 雇用分野については、障害者雇用促進法の改正により、事業主に対して「合理的配慮の提供」を法的義務とする方向で検討中。

## 3. 対象分野と具体的な対応

## (1)対象分野について

- 対象分野は、(雇用、)教育、公共交通、医療、役務の提供、刑事手続等の行政機関による活動など広範にわたっており、本法案においては、対象分野を包括的に規定することが考えられる。
  - ※ 雇用分野については、厚生労働省において改正障害者雇用促進法によることとする方向で検討中。
  - ※ 差別が禁止される具体的な場面・事項を法律上明記することについては、将来的に本法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を行った上で検討することが考えられる。

## (2)具体的な対応について

- 民間事業者については、本法案に基づく具体的な対応は、事業分野別の指針(ガイドライン)により定める。指針においては、不当な「差別的取扱い」等について、わかりやすい例示等を行う。
  - この場合、指針においては、「差別的取扱い」の具体的事例や「合理的配慮」の好事例を提示することが考えられる。この他、個別性が強い分野については、民間事業者が合理的配慮を行う上での視点等を示すことが考えられる。
- 上記の指針に関しては、各事業分野の所管大臣を主務大臣とし、指針策定に当たっては、あらかじめ障害者や関係事業者等の意見を聴くものとする。
- 国の行政機関の長及び地方公共団体の機関等は、本法案に基づく具体的な対応について当該機関における取組に関する定めを策定することとし、その策定にあたっては、あらかじめ障害者の意見を聴くものとする。
- 内閣府において基本方針案を作成し、ガイドライン等の基本となる考え方を示すとともに、ガイドラインの運用状況の把握や基本方針の見直し等を行う。内閣府が作成する基本方針案について、障害者政策委員会や関係事業者等の意見を聴くことを規定する。
- 差別解消に向けた「環境の整備」として、「合理的配慮」が適切かつ有効に提供されるための国や地方公共団体、事業者等による施設や体制の整備(施設のバリアフリー化、職員への研修、対応マニュアルの作成等)の推進に努めることを規定する。

## 4. 法的効力と実効性の確保

### (1)法的効力について

- 本法案に違反する行為に係る法的効力については、民事法上の効果(例:損害賠償請求権、契約の無効等)は規定せず、行政措置により実効性を確保する。

- ※ 民事法上の効果は、民法等の一般規定に従い個々の事案に応じて判断されることとなると考えられる。
- 一般私人間の行為や個人の思想や言論には、本法案の法的効力は及ばないものとする。なお、行政が、一般私人に対する普及啓発を行うことを規定する。

## (2) 実効性の確保について

- 行政措置による実効性の確保として、主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告の規定を置く。
- 民間事業者が上記の報告徴収に従わなかったときや虚偽の報告を行ったときは、過料を課すものとする。
- 民間事業者の努力義務と規定されている「合理的配慮の提供」に関しても、行政措置の対象とする。

## 5. 行政による紛争解決、相談、啓発

### (1) 行政による紛争解決について

- 本法案に違反する行為に係る行政による紛争解決については、行政肥大化の防止等の観点も踏まえ、新たな紛争解決機関は設置せず、法律上は行政の責務として体制整備を図る旨規定し、既存の機関等の活用・充実を図ることとする。  
※ 雇用分野については、障害者雇用促進法の改正により、「紛争調整委員会」による調停の対象とする方向で検討中。

### (2) 相談について

- 障害者からの相談に応じる体制については、法律上は行政の責務として体制整備を図る旨規定し、既存の機関等を活用することとする。

### (3) 啓発について

- 本法案の趣旨の周知と啓発を図る取組として、行政が積極的に啓発活動を行うことや地域における関係機関等の連携体制の整備を図ることを規定する。
- 障害者支援施設の立地をめぐる反対運動等のケースを踏まえ、行政において障害者支援施設の認可に際して住民の同意を求めないことや、行政が住民に対して啓発を行うことが考えられる。

### (4) 関係行政機関の連携の確保等

- 障害を理由とする差別の解消は、様々な行政分野に横断的に関わる課題であることから、政府全体として整合性のとれた取組の推進を図るため、関係行政

機関の連携の確保を図るための体制を整備する。地方公共団体は、地域における関係機関の連携の確保等のための協議会を設置できる旨を規定する。

- 内閣府においては、差別解消に資する事例等の収集・集積、国内外の動向の調査等を行う。

## 6. 法の施行

- 本法案の施行に関しては、国民への周知期間を適切に確保するため、3年の準備期間を設ける。
- 政府は、法の施行後3年を目途に合理的配慮の在り方等の法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは必要な見直しを行うことを規定する。

※ 地方公共団体が地域の実情に即して、障害を理由とする差別に関する条例を制定することは当然に可能であることから、本法が条例を拘束しない旨の規定は置かないが、その旨は地方公共団体に周知する。